

### 中小企業の新たな設備投資を支援する固定資産税の特例措置を導入

#### 1 概要

国は、中小企業の老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性の飛躍的な向上を図るため、「生産性向上特別措置法案（今国会審議中）」において今後3年間を集中投資期間と位置づけ、同法案に基づく「導入促進基本計画」を策定し、対象償却資産にかかる固定資産税の課税標準額をゼロとする特例措置を設けた自治体に立地する中小企業の設備投資に対し、重点的に支援を行います。

本法案への対応として、本市は、市の固定資産税の特例措置とあわせた国の重点支援により、市内中小企業の設備投資を強力に促進し、IT化・機械化による省力化・労働生産性の向上を図り、企業の生産基盤の強化と市経済の活性化につなげるため、導入促進基本計画策定と、集中投資期間に限定した対象償却資産にかかる固定資産税の課税標準額をゼロとする特例措置を導入します。

#### 2 事業の流れ

同法の施行後、国が策定する導入促進指針に基づき、市が導入促進の目標などを記載した「導入促進基本計画」の策定と税条例の改正を行います。

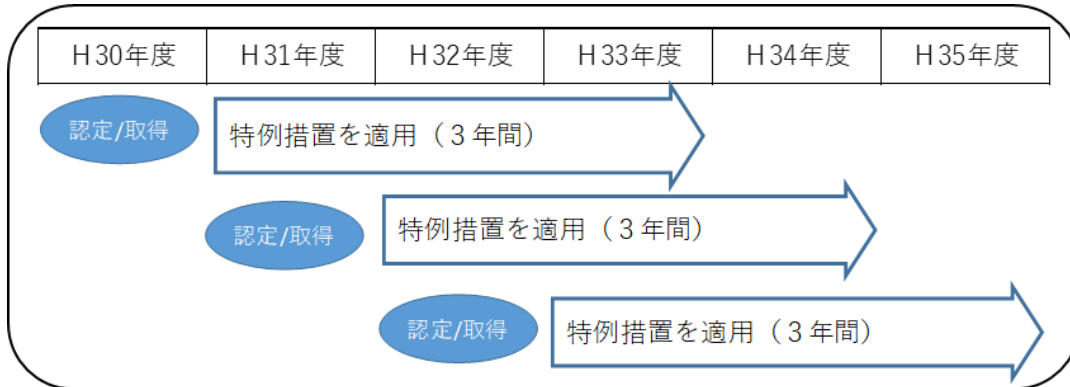
その後、市内中小企業が導入促進基本計画に基づく「先端設備等導入計画」を作成して市の認定を受け、各支援措置の要件を満たすことで、国の重点的支援を受けられるようになります。また、先端設備等導入計画の認定を受けることにより、対象償却資産の特例措置が受けられます。

(イメージ図)



※中小企業庁PR資料『中小企業の設備投資を支援します！（平成30年3月1日）』より抜粋（一部修正）  
(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.htm>)

(特例措置のイメージ)



### 3 市内企業が受けられる国の重点的支援内容

(1) 各種補助金採択時の大幅加算

- ア ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金
- イ 小規模事業者持続化補助金
- ウ 戦略的基盤技術高度化支援事業
- エ サービス等生産性向上IT導入支援事業

(2) ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 (一般型) の補助率上乘せ  
(1/2⇒2/3)

※上記支援策は、今通常国会に提出されている「生産性向上特別措置法案」の成立及び袋井市における税条例の改正 (平成30年6月市議会に上程予定) が前提になります。

#### 【参考】市財政への影響見込

本事業による市財政への影響額について、地方税法附則第15条第43項\*の適用見込み (平成30年課税分) や、ものづくり補助金の予算額推移および本特例措置の実施による申請件数増加を考慮して試算したところ、集中投資期間 (平成30年度～平成32年度) の事業全体で約3,600万円の減収となる見込みです。

※中小企業が認定経営力向上計画に基づき取得した償却資産に対し適用される、固定資産税の特例措置 (特例率は1/2)。